

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部改正について

1 規則の改正理由

歯科衛生専門学校の事務を委託する社団法人鳥取県歯科医師会が一般社団法人に移行したことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 学校の職員組織について定めた規定中、社団法人鳥取県歯科医師会の名称を改める。
- (2) 施行期日は、公布日とする。